



教育長 岸本和行

## 1 小学校新学習指導要領の本格スタート

本年度からスタートする新学習指導要領の基本的な考え方にそって、次の3点に重点を置きます。1つ目は教育の基本理念を踏まえ「生きる力」を育成することを重視します。2つ目は知識・理解の習得と思考力・判断力・表現力などのバランスを重視します。3つ目は道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成します。

## 2 教育基本構想の策定

小学校1年生が学校になじまない小1プロブレムや義務教育9年間の中1ギャップを解消し、子どもたち一人一人の才能や夢を育てる「幼保・小中が連携した教育のあり方」について研究してまいります。昨年度1年間で全体構成案まで作成にいたっております。今後多くの課題をもっています。保護者・地域に理解・共感されるとともに、教職員が夢と希望をもち、

達成点がはつきりと現実のものとして見える教育基本構想を策定したいと考えています。

## 3 確かな学力の向上をめざして

### (1) 新しい学びプロジェクト

現在、東京大学が「新しい学びプロジェクト」市町村と東京大学による協同学習研究連携「を立ち上げて研究活動を行っています。」「協同学習」は、子どもたちの「学びあい」を中心として、習得、活用、探究の要素を取り入れた授業方法です。研究内容の主なもの、東京大学が進めている「協同学習」を国語科、社会科、算数・数学科、理科の4教科で、実際に授業でどのように使えるかを研究してまいります。

### (2) 教師力・授業力の向上

授業は子どもたちにとって学校生活の中で最も重要な部分です。本年度もすべての教師は一回以上授業公開、2〜5年目の経験の浅い教員は複数回の授業公開をします。さらに、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能を活用する学習活動を充実し、思考力・判断力・表現力を育成する授業作りに取り組んでまいります。

### (3) 学力の向上をめざした細やかな指導の充実

子どもたちは、一人一人の個性が異なるように能力や理解度もそれぞれ異なり、一人一人にきめ細かく指導できる少人数指導は学習効果をあげます。サポートティーチャーは、算数・数学および英語において少人数指導の充実を図っています。本年度は、習熟度別少人数指導の授業方法を見直すことにより、少人数指導の有効性を最大限に引き出す取組に努め、学力の向上に努めてまいります。

### (4) 特別支援教育・外国人支援教育の充実

障がいを持った子どもたちに対して、取り出しや入り込みによる指導、困り感に寄り添うきめ細かな学習支援や生活支援が大変有効であることから、引き続き人的支援をしてまいります。また、日本語や日本の文化・習慣などを集中して学ぶ外国人早期適応指導の取組も継続して実施してまいります。

## 4 心豊かで健やかな子どもの育成をめざして

### (1) 心の教育・道徳教育の充実

市内すべての小中学校で道徳推進委員を核として、指導体制の充実と道徳の授業を中心に心の教育に力を入れて取り組むようにし、児童生徒の心を鍛える

実践を積み上げてまいります。取組を通して、子どもたちが規範意識を持ち、正しい善悪の判断のもとで行動し、モラルやマナーを身につけられるよう指導・支援に努めてまいります。

### (2) いじめ不登校対策・学校不応支援の充実

日ごろから、いじめをすることは卑劣なことであり、その行いに対して罪悪感を気付かせるようにします。児童生徒相談員を引き続き配置し、学校との連携を密にし、早期発見・早期対応に努めます。また、生徒指導巡回相談員の配置を継続し、各校への巡回指導や家庭訪問に出向くなど、不登校をはじめ学校不適応児童生徒への支援を充実させます。両中学校には、スクールヘルパーを継続して配置し、不適応生徒の学習指導や相談活動をしてまいります。

## 5 地域と共に歩む開かれた学校をめざして

### (1) 学校評価(自己評価・学校関係者評価・第三者評価) 教育委員会評価

学校評価事業は、年々充実したものとなってきています。自己評価、学校関係者評価の取組や結果は、学校評価検討委員会において報告し合い、より効果的で有効性の高い評価ができるようその取組について検討し、

更なる充実を図ります。また昨年度より第三者評価委員会を設置し、学校が取り組んだ施策の有効性を検証してまいります。

### (2) 情報発信

保護者や地域住民の方々に学校教育を理解し、協力していただくために、リーフレット、各種たよりやホームページのブログなどでさまざまな情報を家庭や地域に発信します。開かれた学校であるためには、風通しの良い学校、家庭・地域の方々と協働性を確かなものにしていく必要があります。積極的な情報発信に努めるよう各校の取組を支援してまいります。

## 6 教育環境の充実

学校施設の整備にあたっては、各小中学校の要望に基づき現場を確認し、児童・生徒の安全を最優先に考えながら、学校と協議を進めております。なお、学校施設の老朽化に伴う小規模な修繕につきましては、各小中学校に対して要望に応じて予算を配当し、各小中学校が迅速に修繕を実施できるような体制をとっております。今後においては、教育基本構想の中で、あらゆる角度から調査・研究をしていきたいと考えております。